

## (仮称)酒田市コミュニケーションポート設置管理条例の 制定について(概要案)

酒田駅前再開発に伴い設置する(仮称)酒田市コミュニケーションポートの管理に関する条例を制定しようとするものです。

### 記

#### 1 主な内容

- 駅前再開発複合施設としての理念、位置付け等の明確化
  - 指定管理者制度関係規定の整備
  - 構成施設
    - (仮称)酒田市立ライブラリーセンター
    - (仮称)酒田市観光情報センター
    - (仮称)酒田市酒田駅前駐車場
    - (仮称)酒田市コミュニケーションポート広場
    - (仮称)酒田市酒田駅前バス停留所
- ※ライブラリーセンターに関する具体的な管理事項は、図書館設置管理条例で規定
- 所長の設置
  - 運営評価審議会の設置(附属機関)(※従来の図書館協議会の機能を兼ねる。)
  - 施行期日(供用開始日)は、規則に委任

#### 2 留意事項

施設名称は仮称扱いとし、後年、正式に決定し、条例改正の手続きを進める予定です。

#### 3 各施設の開館時間・使用料等

名称	開館時間・使用料等
観光情報センター	【開館時間】9:00~19:00 【休館日】12/31~1/2 【使用料】コインロッカー 小型100円/日 大型400円/日
酒田駅前駐車場	【開館時間】24時間(年中無休) 【使用料】110円/30分(8:00~22:00は、最初の2時間無料) 24時間最大 1,000円 月ぎめ 11,000円/月(マンション住人のみ)
広場	【開館時間】24時間(年中無休) 占用利用の場合は9:00~21:00 【使用料】10円/m <sup>2</sup> ・コマ (使用区分 ①9:00~13:00 ②13:00~17:00 ③17:00~21:00)